

小田原市地域防災計画修正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第2節 市の自然的、社会的条件

頁	改正後	改正前																																																												
地震 1-3	第1 (略)	第1 (略)																																																												
地震 1-5	<p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>市の人口は、昭和30年の国勢調査では約11万人でしたが、年々増加し続け、平成7年の国勢調査では20万人に達しました。その後も人口増加傾向でしたが、平成11年をピークに減少に転じ、以後は、穏やかな現象傾向を示しています。</p> <p>平成<u>27</u>年国勢調査では、平成<u>27</u>年10月1日現在、市の人口は、<u>194,086</u>人、世帯数は<u>79,120</u>世帯です。また、1k㎡あたりの人口密度は<u>1,705</u>人/k㎡となっています。</p> <p style="text-align: center;">表 人口・世帯数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査年月日</th> <th colspan="3">人口</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>人口</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和15年12月20日</td> <td>54,699</td> <td>27,431</td> <td>27,268</td> <td>10,749</td> <td>市制施行時点</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成22年10月1日</td> <td>198,327</td> <td>96,839</td> <td>101,488</td> <td>77,793</td> <td>国勢調査</td> </tr> <tr> <td>平成27年10月1日</td> <td><u>194,086</u></td> <td><u>94,679</u></td> <td><u>99,389</u></td> <td><u>79,120</u></td> <td>国勢調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 土地利用</p> <p>(1) 土地利用概況</p>	調査年月日	人口			世帯数	備考	人口	男	女	昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点	(略)						平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査	平成27年10月1日	<u>194,086</u>	<u>94,679</u>	<u>99,389</u>	<u>79,120</u>	国勢調査	<p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>市の人口は、昭和30年の国勢調査では約11万人でしたが、年々増加し続け、平成7年の国勢調査では20万人に達しました。その後も人口増加傾向でしたが、平成11年をピークに減少に転じ、以後は、穏やかな現象傾向を示しています。</p> <p>平成<u>22</u>年国勢調査では、平成<u>22</u>年10月1日現在、市の人口は、<u>198,327</u>人、世帯数は<u>77,793</u>世帯です。また、1k㎡あたりの人口密度は<u>1,739</u>人/k㎡となっています。</p> <p style="text-align: center;">表 人口・世帯数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査年月日</th> <th colspan="3">人口</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>人口</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和15年12月20日</td> <td>54,699</td> <td>27,431</td> <td>27,268</td> <td>10,749</td> <td>市制施行時点</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成22年10月1日</td> <td>198,327</td> <td>96,839</td> <td>101,488</td> <td>77,793</td> <td>国勢調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 土地利用</p> <p>(1) 土地利用概況</p>	調査年月日	人口			世帯数	備考	人口	男	女	昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点	(略)						平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査
調査年月日	人口			世帯数	備考																																																									
	人口	男	女																																																											
昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点																																																									
(略)																																																														
平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査																																																									
平成27年10月1日	<u>194,086</u>	<u>94,679</u>	<u>99,389</u>	<u>79,120</u>	国勢調査																																																									
調査年月日	人口			世帯数	備考																																																									
	人口	男	女																																																											
昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点																																																									
(略)																																																														
平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査																																																									
地震 1-5																																																														

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 1-5	<p>市の面積は<u>11,381ha</u>であり、そのうち人口集中地域の面積は3,020haで市域の約27%にあたります。</p> <p>市域の約<u>48%</u>にあたる<u>5,552ha</u>が農用地等として保全すべき農用地区域に指定されています。また、森林面積は<u>4,264ha</u>で市域の約<u>37%</u>にあたります。<u>(数値確認中)</u></p> <p>現在の市の土地利用は次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">表 土地利用状況</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>市の面積は<u>11,406ha</u>であり、そのうち人口集中地域の面積は3,020haで市域の約27%にあたります。</p> <p>市域の約<u>48%</u>にあたる<u>5,552ha</u>が農用地等として保全すべき農用地区域に指定されています。また、森林面積は<u>4,264ha</u>で市域の約<u>37%</u>にあたります。</p> <p>現在の市の土地利用は次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">表 土地利用状況</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第3節 地震被害の想定

頁	改正後	改正前																				
地震 1-8	<p>第1 想定地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 想定地震</p> <p>県の地震被害想定調査で想定した地震は次のとおりです。</p>	<p>第1 想定地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 想定地震</p> <p>県の地震被害想定調査で想定した地震は次のとおりです。</p>																				
	<p>表 想定地震の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東海地震</td> <td>駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、<u>発生の緊迫性が指摘されています。国の防災戦略の対象とされており、市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。</u></td> </tr> <tr> <td>南海トラフ<u>巨</u>大地震</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	(略)		東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、 <u>発生の緊迫性が指摘されています。国の防災戦略の対象とされており、市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。</u>	南海トラフ <u>巨</u> 大地震	(略)	(略)	(略)	<p>表 想定地震の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東海地震</td> <td>駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、<u>国の防災戦略の対象とされている地震です。大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能とされている地震であり、その緊迫性が指摘されています。市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。</u></td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	(略)		東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、 <u>国の防災戦略の対象とされている地震です。大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能とされている地震であり、その緊迫性が指摘されています。市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。</u>	南海トラフ地震	(略)	(略)	(略)
想定地震	説明																					
(略)																						
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、 <u>発生の緊迫性が指摘されています。国の防災戦略の対象とされており、市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。</u>																					
南海トラフ <u>巨</u> 大地震	(略)																					
(略)	(略)																					
想定地震	説明																					
(略)																						
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、 <u>国の防災戦略の対象とされている地震です。大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能とされている地震であり、その緊迫性が指摘されています。市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。</u>																					
南海トラフ地震	(略)																					
(略)	(略)																					
地震 1-9																						
地震 1-12	<p>第2 想定結果</p> <p>県の地震被害想定調査から市内の被害を抜粋し、次に示します。</p> <p>表 市内の被害想定結果一覧</p>	<p>第2 想定結果</p> <p>県の地震被害想定調査から市内の被害を抜粋し、次に示します。</p> <p>表 市内の被害想定結果一覧</p>																				

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第5節 計画の推進主体とその役割

頁	改正後	改正前
地震 1-16	第1 計画の進め方 1 防災力の向上に向けた取組及び連携 (1)～(6) (略)	第1 計画の進め方 1 防災力の向上に向けた取組及び連携 (1)～(6) (略)
地震 1-17	(7) 関係機関との連携・調整 この計画は、いずれの場面であっても、関係者の主体的な取組と連携が大切です。そこで、 <u>平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により「顔が見える関係」を構築し、信頼感を熟成するとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとします。</u> 市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県や防災関係機関と連携を図りながら、市災害対策本部において市域における応急活動対策の調整を図ります。 2～3 (略) 第2～第3 (略)	(7) 関係機関との連携・調整 この計画は、いずれの場面であっても、関係者の主体的な取組と連携が大切です。そこで、市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県や防災関係機関と連携を図りながら、市災害対策本部において市域における応急活動対策の調整を図ります。 2～3 (略) 第2～第3 (略)
地震 1-19	第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1～2 (略)	第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1～2 (略)

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 1-20	3 指定地方行政機関 (1) ~ (8) (略)	3 指定地方行政機関 (1) ~ (8) (略)
地震 1-21	(9) 第三管区海上保安本部 ア <u>大規模地震災害対策訓練等</u> の実施 イ~セ (略) ソ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限もしくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 タ~チ (略) (10) (略) (11) 関東総合通信局 ア <u>非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</u> イ <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</u> ウ <u>非常災害時における重要通信の疎通を確認するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施</u> エ <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</u>	(9) 第三管区海上保安本部 ア <u>海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施</u> イ~セ (略) ソ 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限もしくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 タ~チ (略) (10) (略) (11) 関東総合通信局 ア <u>電波の監理並びに有線電気通信の監理</u> イ <u>防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導</u> ウ <u>災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督</u> エ <u>非常通信訓練の計画及びその実施についての指導</u> オ <u>非常通信協議会の育成、指導</u>
地震 1-22	(12) ~ (13) (略)	(12) ~ (13) (略)

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 1-22	<p><u>(14) 国土地理院関東地方測量部</u></p> <p><u>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供</u></p> <p><u>イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u></p> <p><u>ウ 地殻変動の監視</u></p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>4～7 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第2章 都市の安全性の向上

第4節 津波対策

頁	改正後	改正前
地震 2-5	第1～第4 (略)	第1～第4 (略)
地震 2-6	第5 避難対策 1 (略)	第5 避難対策 1 (略)
地震 2-7	2 避難対策の整備 (略) ＜津波避難指示 <u>(緊急)</u> 等の市民への伝達手段＞ (略) 3～6 (略)	2 避難対策の整備 (略) ＜津波避難指示等の市民への伝達手段＞ (略) 3～6 (略)
地震 2-8	第6 津波知識の啓発 市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示 <u>(緊急)</u> 等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行います。 また、市は、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、津波について防災上必要な教育及び訓練、防災知識の普及を実施します。 1～2 (略)	第6 津波知識の啓発 市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行います。 また、市は、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、津波について防災上必要な教育及び訓練、防災知識の普及を実施します。 1～2 (略)

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第2章 都市の安全性の向上

第5節 土砂災害対策

頁	改正後	改正前
地震 2-10	<p>(略)</p> <p>第1 土砂災害防止に向けた取り組み</p> <p>1 砂防法に基づく取り組み</p> <p>県は、「砂防法(明治30年3月30日法律第29号)」に基づき、<u>堰堤などの整備を推進するとともに、堀削その他土地の形状を変更する行為等の治水上砂防のため著しく支障がある行為を制限し、土石流による被害の軽減に努めています。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 土砂災害防止法に基づく取り組み</p> <p>市は、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57条)」に基づき指定した土砂災害警戒区域等について、ハザードマップによる周知、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制を図り、土砂災害による被害の軽減に努めます。</p> <p>対象となる土砂災害のうち急傾斜地の崩壊については、傾斜度が30°以上で高さ外5m以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内の区域、土石流については、2°以上の谷地形を呈する溪流を</p>	<p>(略)</p> <p>第1 土砂災害防止に向けた取り組み</p> <p>1 砂防法に基づく取り組み</p> <p>県は、「砂防法(明治30年3月30日法律第29号)」に基づき、堰堤などの整備を推進し、土石流による被害の軽減に努めています。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土砂災害防止法に基づく取り組み</p> <p>市は、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57条)」に基づき指定した土砂災害警戒区域等について、ハザードマップによる周知、警戒避難体制の整備、<u>特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転勧告</u>を図り、土砂災害による被害の軽減に努めます。</p> <p>対象となる土砂災害のうち急傾斜地の崩壊については、傾斜度が30°以上で高さ外5m以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 2- 10	<p>対象とします。</p> <p>第2 警戒避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するために、県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報のほかに、パトロールや市民からの通報等を収集し、必要に応じて避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、避難勧告、避難指示（<u>緊急</u>）を発令します。</p> <p>避難情報等は防災行政無線等により、迅速かつ正確に市民に伝達します。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>以内の区域、土石流については、2°以上の谷地形を呈する溪流を対象とします。</p> <p>第2 警戒避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するために、県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報のほかに、パトロールや市民からの通報等を収集し、必要に応じて避難準備<u>情報</u>、避難勧告、避難指示を発令します。</p> <p>避難情報等は防災行政無線等により、迅速かつ正確に市民に伝達します。</p> <p>2～3（略）</p>
地震 2- 11		

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第2章 都市の安全性の向上

第9節 建築物の安全確保対策

頁	改正後	改正前
地震 2-16	<p>(略)</p> <p>第1 防災意識の啓発</p> <p>防災意識の啓発は、継続的に実施することが特に重要で効果的です。<u>平成28年熊本地震では、強い揺れや余震が続くことで多くの建物被害が発生しました。</u></p> <p>そこで、<u>揺れの怖さの再認識を行うとともに、既存建築物等の耐震化に関する知識を普及させるため、建築物等の所有者や管理者に対し、耐震診断及び補強対策等の重要性の啓発を行い、パンフレット等を作成・配布するとともに、相談窓口の開設、説明会の開催等を関係団体の協力を得て実施します。</u></p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 ブロック塀、石塀等の対策</p>	<p>(略)</p> <p>第1 防災意識の啓発</p> <p>防災意識の啓発は、継続的に実施することが特に重要で効果的です。</p> <p>そこで、既存建築物等の耐震化に関する知識を普及させるため、建築物等の所有者や管理者に対し、耐震診断及び補強対策等の重要性の啓発を行い、パンフレット等を作成・配布するとともに、相談窓口の開設、説明会の開催等を関係団体の協力を得て実施します。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 ブロック塀、石塀等の対策</p>
地震 2-17	<p>ブロック塀等を新設、又は改修しようとする設置者に、建築基準法施行令第62条の8に定める技術基準の遵守を指導します。</p>	<p><u>ア</u> ブロック塀等を新設、又は改修しようとする設置者に、建築基準法施行令第62条の8に定める技術基準の遵守を指導します。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 2- 17	5～6 (略)	<u>イ 危険なブロック塀等については、「補助金交付要綱」に基づき撤去の促進を奨励します。</u> 5～6 (略)

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

頁	改正後	改正前
地震 3-10	(略) 第1～第3 (略)	(略) 第1～第3 (略)
地震 3-11	<p>第4 市民への周知</p> <p>市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ市民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。</p> <p>なお、一時避難場所、広域避難所、その他の避難所、風水害等避難所、及び津波一時避難施設の各避難場所の役割の違いや、<u>避難の際には発生する恐れのある災害に適した避難場所へ避難することについて、住民への周知徹底を図ります。</u></p>	<p>第4 市民への周知</p> <p>市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ市民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。</p> <p>なお、一時避難場所、広域避難所、その他の避難所、風水害等避難所、及び津波一時避難施設の各避難場所の役割の違いについて、住民への周知徹底を図ります。</p>
地震 3-12	<p>第5～第7 (略)</p> <p>第8 ペット対策</p> <p>飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口になり、発災時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。</p>	<p>第5～第7 (略)</p> <p>第8 ペット対策</p> <p>飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口になり、発災時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 3- 12	<p>市は、<u>ペットとの同行避難のルールを周知するとともに、受け入れについて、ガイドラインを作成します。</u>避難所におけるペットの扱いについては、各広域避難所の広域避難所運営委員会において、<u>飼育スペースの確保など、事前に検討しておきます。</u></p> <p>第9（略）</p>	<p>避難所におけるペットの扱いについては、各広域避難所の広域避難所運営委員会において、事前に検討しておきます。<u>受入れについて、市でマニュアルを作成します。</u></p> <p>第9（略）</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

頁	改正後	改正前
地震 3-17	(略)	(略)
地震 3-18	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 市民・企業等の備蓄</p> <p>市は、災害時にライフラインの供給や食料等の流通が途絶えることを考慮し、市民及び企業等に、<u>最低3日分、推奨1週間分の食糧</u>や飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、<u>おくすり手帳</u>、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発します。</p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 市民・企業等の備蓄</p> <p>市は、災害時にライフラインの供給や食料等の流通が途絶えることを考慮し、市民及び企業等に、<u>おおむね3日分の食料や飲料水</u>、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発します。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第14節 広域応援体制の拡充

頁	改正後	改正前
地震 3- 28	<p>市は、大規模地震で被災した場合に、円滑に他機関からの応援を受け入れるための広域受援計画の作成を進めるとともに、訓練等を実施し、内容の検証と充実に努めます。</p> <p>第1～第4（略）</p>	<p>（新規）</p> <p>第1～第4（略）</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第3章 災害時応急活動事前対策の拡充

第16節 市民の自主防災活動・ボランティア活動等の拡充強化

頁	改正後	改正前
地震 3-30	<p>(略)</p> <p>第1 市民等への周知</p> <p>市は、<u>最低3日分</u>、<u>推奨1週間分</u>の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、<u>おくすり手帳</u>、懐中電灯、ラジオ等）の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、浴槽での水の確保、ブレーカーの遮断等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。</p> <p>また、自主防災組織の規約及び防災計画の作成を促進するとともに、地区の特性に合わせて地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画（地区防災計画）の作成を支援します。</p> <p>さらに、県及び自主防災組織等と連携し、大規模災害を想定した広域防災訓練、市域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時の市民の役割が明確になるよう努めます。</p> <p>第2 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1 市民等への周知</p> <p>市は、3日分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、懐中電灯、ラジオ等）の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、浴槽での水の確保、ブレーカーの遮断等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。</p> <p>また、自主防災組織の規約及び防災計画の作成を促進するとともに、地区の特性に合わせて地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画（地区防災計画）の作成を支援します。</p> <p>さらに、県及び自主防災組織等と連携し、大規模災害を想定した広域防災訓練、市域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時の市民の役割が明確になるよう努めます。</p> <p>第2 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 3-30	<p>1 自主防災組織の育成指導</p> <p>市は、地域防災活動を推進するため、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図ります。</p> <p>また、結成された自主防災組織が、災害時に有効に活動できるような組織の充実強化を図るための指導及び支援を行います。</p> <p>さらに、自主防災組織及び消防団等地域の組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などに努めます。その際、<u>自主防災組織における女性防災リーダーの育成をはじめ、地域防災活動における女性の参画の促進に努めるものとします。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>1 自主防災組織の育成指導</p> <p>市は、地域防災活動を推進するため、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図ります。</p> <p>また、結成された自主防災組織が、災害時に有効に活動できるような組織の充実強化を図るための指導及び支援を行います。</p> <p>さらに、自主防災組織及び消防団等地域の組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などに努めます。その際、女性の参画の促進に努めるものとします。</p> <p>2 (略)</p>
地震 3-31	<p>3 自主防災組織の役割</p> <p>(1) (略)</p>	<p>3 自主防災組織の役割</p> <p>(1) (略)</p>
地震 3-32	<p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難の実施</p> <p>市長等から避難勧告・指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導します。</p>	<p>(2) <u>警戒宣言時及び</u>災害時の活動</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難の実施</p> <p>市長、<u>警察官、県知事</u>等から避難勧告・指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導しま</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 3-32	<p>避難の実施にあたっては、次のことを留意します。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p>	<p>す。</p> <p>避難の実施にあたっては、次のことを留意します。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p>
地震 3-33	<p>カ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>カ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3 (略)</p>
地震 3-34	<p>第4 ボランティアの受入体制づくり</p> <p>1 ボランティア受入体制の整備</p> <p>市は、県や関係機関等の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や必要な資機材の調達支援等、<u>市社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携のとれた支援活動を展開できる</u> <u>よう、活動環境の整備に努めます。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5 (略)</p>	<p>第4 ボランティアの受入体制づくり</p> <p>1 ボランティア受入体制の整備</p> <p>市は、県や関係機関等の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や必要な資機材の調達支援等、ボランティアの<u>受入体制及び活動環境の整備に努めます。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第17節 防災知識の普及

頁	改正後	改正前
地震 3-35	<p>(略)</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及 1～3 (略)</p> <p>4 市民の心得 (略)</p> <p>(1) 平常時の心得 (略) ア～オ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及 1～3 (略)</p> <p>4 市民の心得 (略)</p> <p>(1) 平常時の心得 (略) ア～オ (略)</p>
地震 3-36	<p>カ 食料・飲料水 (<u>最低3日分、推奨1週間分</u>)、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品を準備すること。</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難時の心得 ア (略)</p>	<p>カ 食料・飲料水 (3日分)、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品を準備すること。</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難時の心得 ア (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 3-36	<p>イ <u>最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水、常備薬、おくすり手帳</u>、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を携行すること。</p> <p>ウ～エ（略）</p> <p>6（略）</p> <p>第2～6（略）</p>	<p>イ 3日分の食料及び飲料水、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を携行すること。</p> <p>ウ～エ（略）</p> <p>6（略）</p> <p>第2～6（略）</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第4章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

頁	改正後	改正前																		
地震 4-1	(略)	(略)																		
	第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達 1～2 (略)	第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達 1～2 (略)																		
地震 4-3	3 津波に関する情報 (1) 津波に関する情報の種類及び発表基準 (略) ア (略) イ 津波情報 (略)	3 津波に関する情報 (1) 津波に関する情報の種類及び発表基準 (略) ア (略) イ 津波情報 (略)																		
	表 津波情報	表 津波情報																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	(略)	津波観測に関する情報	(略)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	(略)	津波観測に関する情報	(略)
種 類	内 容																			
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)																			
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	(略)																			
津波観測に関する情報	(略)																			
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。																			
種 類	内 容																			
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)																			
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	(略)																			
津波観測に関する情報	(略)																			
	ウ (略)	ウ (略)																		

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 4-4	<p>エ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、<u>津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。</u></p> <p>オ（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第2～第6（略）</p>	<p>エ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、<u>「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知</u><u>します。</u></p> <p>オ（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第2～第6（略）</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第4章 災害時の応急活動対策

第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動

頁	改正後	改正前
地震4-16	(略)	(略)
地震4-21	<p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護活動 (略) 1～2 (略)</p> <p>3 救急医療活動 (1) (略)</p> <p>(2) 広域災害・救急医療情報システムの活用 県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「広域災害・救急医療システム」により行い、その情報内容は次のとおりです。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護活動 (略) 1～2 (略)</p> <p>3 救急医療活動 (1) (略)</p> <p>(2) 広域災害・救急医療情報システムの活用 県内の災害医療拠点病院間の情報収集・提供については、「広域災害・救急医療システム」により行い、その情報内容は次のとおりです。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>4～8 (略)</p>

小田原市地域防災計画修正案 新旧対照表

第4章 災害時の応急活動対策

第3節 避難対策

頁	改正後	改正前																																																
地震4-24	(略) 第1 避難勧告・指示等 1 避難勧告・指示 (略) (1) (略)	(略) 第1 避難勧告・指示等 1 避難勧告・指示 (略) (1) (略)																																																
地震4-25	(2) 警戒区域の設定権者 表 警戒区域の設定権者 <table border="1" data-bbox="331 911 1131 1225"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>災害の種類</th> <th>内容(用件)</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官※</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安官</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防吏員又は消防団員</td> <td>水災を除く災害全般</td> <td>災害の現場において、活動確保を主目的に設定します。</td> <td>消防法第28条第1項 消防法第36条第8項</td> </tr> <tr> <td>水防団長、水防団員又は消防機関に属する者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できます。</p>	設定権者	災害の種類	内容(用件)	根拠	市町村長	(略)	(略)	(略)	警察官※	(略)	(略)	(略)	海上保安官	(略)	(略)	(略)	消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定します。	消防法第28条第1項 消防法第36条第8項	水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	(略)	(略)	(略)	(2) 警戒区域の設定権者 表 警戒区域の設定権者 <table border="1" data-bbox="1158 911 1957 1225"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>災害の種類</th> <th>内容(用件)</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官※</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安官</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防吏員又は消防団員</td> <td>水災を除く災害全般</td> <td>災害の現場において、活動確保を主目的に設定します。</td> <td>消防法第28条第1項 消防法第36条第7項</td> </tr> <tr> <td>水防団長、水防団員又は消防機関に属する者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できます。</p>	設定権者	災害の種類	内容(用件)	根拠	市町村長	(略)	(略)	(略)	警察官※	(略)	(略)	(略)	海上保安官	(略)	(略)	(略)	消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定します。	消防法第28条第1項 消防法第36条第7項	水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	(略)	(略)	(略)
設定権者	災害の種類	内容(用件)	根拠																																															
市町村長	(略)	(略)	(略)																																															
警察官※	(略)	(略)	(略)																																															
海上保安官	(略)	(略)	(略)																																															
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定します。	消防法第28条第1項 消防法第36条第8項																																															
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	(略)	(略)	(略)																																															
設定権者	災害の種類	内容(用件)	根拠																																															
市町村長	(略)	(略)	(略)																																															
警察官※	(略)	(略)	(略)																																															
海上保安官	(略)	(略)	(略)																																															
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定します。	消防法第28条第1項 消防法第36条第7項																																															
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	(略)	(略)	(略)																																															

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震4-25	<p>(3) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の実施責任者 市長は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったときに<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令します。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 広域避難所の運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域避難所における時期別の課題等 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(3) <u>避難準備情報</u>の実施責任者 市長は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったときに<u>避難準備情報</u>を発令します。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 広域避難所の運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域避難所における時期別の課題等 (略)</p> <p>(1) (略)</p>
地震4-32	<p>(2) 混乱継続期及び復旧期 (4日～14日) ア～コ (略)</p> <p><u>サ 個人情報の徹底</u> <u>避難者の中に、配偶者から暴力等を受け、加害者から危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、特に個人情報の徹底をす</u></p>	<p>(2) 混乱継続期及び復旧期 (4日～14日) ア～コ (略)</p> <p>(新規)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震4-32	<p><u>る。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
地震4-33	<p>3 (略)</p> <p>第4 避難所外避難者等への対応</p> <p>自宅近くに避難でき、プライバシーを保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難することが想定されます。また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定されます。</p> <p><u>市は、車中避難等が想定される場所を把握するよう努めます。</u></p> <p><u>また、市外へ避難した方に対しても、発災時に支援や情報提供を速やかに行われるよう努めます。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 健康対策</p> <p><u>車中避難者など避難所外避難者は、自動車等の狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控える等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市は、その予防方法と呼びかけるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等に</u></p>	<p>3 (略)</p> <p>第4 避難所外避難者等への対応</p> <p>自宅近くに避難でき、プライバシーを保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難することが想定されます。また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定されます。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 健康対策</p> <p>避難所外避難者は、自動車等の狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控える等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市は、その予防方法と呼びかけます。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震4-33	<u>努</u> めます。	
地震4-34	第5 (略)	第5 (略)
地震4-35	<p>第6 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画 (略)</p> <p>1 実施機関</p> <p>ア 応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理は、原則として県知事が実施し、市長は県知事の行う応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理の実施に協力します。なお、災害救助法第<u>13</u>条の規定により、県知事が必要と認めるときは、市長は県知事から委任された応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理を実施します。</p> <p>イ (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第6 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画 (略)</p> <p>1 実施機関</p> <p>ア 応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理は、原則として県知事が実施し、市長は県知事の行う応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理の実施に協力します。なお、災害救助法第<u>30</u>条の規定により、県知事が必要と認めるときは、市長は県知事から委任された応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理を実施します。</p> <p>イ (略)</p> <p>2～3 (略)</p>
地震4-36	<p>4 住宅の応急修理</p> <p>(1) 応急修理が受けられる者</p> <p>住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理できない者、<u>又は大規模な補修を行</u></p>	<p>4 住宅の応急修理</p> <p>(1) 応急修理が受けられる者</p> <p><u>ア</u> 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震4-36	<p data-bbox="331 295 1025 327"><u>なければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者。</u></p> <p data-bbox="347 438 459 470">(2) (略)</p> <p data-bbox="336 534 425 566">5 (略)</p> <p data-bbox="331 630 526 662">第7～第8 (略)</p>	<p data-bbox="1182 295 1668 327"><u>イ</u> 自らの資力では応急修理できない者</p> <p data-bbox="1176 438 1288 470">(2) (略)</p> <p data-bbox="1164 534 1254 566">5 (略)</p> <p data-bbox="1160 630 1355 662">第7～第8 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第4章 災害時の応急活動対策

第4節 保健衛生、災害時の廃棄物、遺体の処理等に関する活動

頁	改正後	改正前
地震 4-39	(略)	(略)
地震 4-42	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 遺体の処理等 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 遺体の取扱 (1) 遺体の発見、通報 ア (略)</p> <p>イ 市は、<u>調査</u>・検視を経ずに埋・火葬することを防ぐために、死亡者を取り扱った者は必ず県警察に通報し、<u>調査</u>・検視を受けさせることを徹底します。</p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 遺体の処理等 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 遺体の取扱 (1) 遺体の発見、通報 ア (略)</p> <p>イ 市は、<u>見分</u>・検視を経ずに埋・火葬することを防ぐために、死亡者を取り扱った者は必ず県警察に通報し、<u>見分</u>・検視を受けさせることを徹底します。</p>
地震 4-43	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 遺体の<u>調査</u>・検視 遺体の調査・検視は、県警察が行います。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 遺体の<u>見分</u>・検視 遺体の調査・検視は、県警察が行います。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 4-43	<p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 遺体の引渡し ア (略)</p> <p>イ 市は、遺体の<u>調査</u>・検視及び医師による検案が終了し、身元の確認ができない遺体については、関係書類を作成して遺体とともに発災から一定期間、遺体安置場所に保管します。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 遺体の引渡し ア (略)</p> <p>イ 市は、遺体の<u>見分</u>・検視及び医師による検案が終了し、身元の確認ができない遺体については、関係書類を作成して遺体とともに発災から一定期間、遺体安置場所に保管します。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第4章 災害時の応急活動対策

第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

頁	改正後	改正前
地震 4-45	第1 食料の調達・供給 1～2 (略)	第1 食料の調達・供給 1～2 (略)
地震 4-46	3 主要食料の調達方法 (1) 米穀の調達方法 小規模の災害については、市内米穀販売事業者との協定により調達し供給します。 市長は被害の状況により市内米穀販売事業者所有の米穀のみでは供給が困難な場合には、災害応急用米穀の供給を県知事に要請します。 また、災害救助法が適用された場合、政府所有米の供給に関して、県知事に供給を要請します。 市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県知事の指示を受けえない場合には、災害救助法適用期間中は、農林水産省（ <u>政策統括官付貿易業務課</u> ）に要請します。 (2)～(3) (略) 4～7 (略)	3 主要食料の調達方法 (1) 米穀の調達方法 小規模の災害については、市内米穀販売事業者との協定により調達し供給します。 市長は被害の状況により市内米穀販売事業者所有の米穀のみでは供給が困難な場合には、災害応急用米穀の供給を県知事に要請します。 また、災害救助法が適用された場合、政府所有米の供給に関して、県知事に供給を要請します。 市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県知事の指示を受けえない場合には、災害救助法適用期間中は、農林水産省（ <u>生産局農産部貿易業務課</u> ）に要請します。 (2)～(3) (略) 4～7 (略)
地震 4-47	第2～第4 (略)	第2～第4 (略)

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第4章 災害時の応急活動対策

第8節 警備・救助対策

頁	改正後	改正前
地震 4-60	<p>(略)</p> <p>第1 警備体制の確立</p> <p>1 警備本部の設置</p> <p>市域で地震による被害が発生した場合には、小田原警察署に警察署長を長とする小田原警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を市災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化します。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1 警備体制の確立</p> <p>1 警備本部の設置</p> <p>市域で地震による被害が発生した場合には、小田原警察署に警察署長を<u>警備本部長</u>とする小田原警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を市災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化します。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第4章 災害時の応急活動対策

第12節 災害救助法関係

頁	改正後	改正前
地震 4-75	<p>1～2（略）</p> <p>3 災害救助法の適用手続 災害に際し、市内における災害が前記「2 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込があるときかつ、現に同法第4条第1項に規定する救助を必要としているときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告します。</p> <p>また、市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、県知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に情報提供します。</p> <p>4（略）</p>	<p>1～2（略）</p> <p>3 災害救助法の適用手続 災害に際し、市内における災害が前記「2 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込があるときかつ、現に同法第23条第1項に規定する救助を必要としているときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告します。</p> <p>また、市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、県知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に情報提供します。</p> <p>4（略）</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第4章 災害時の応急活動対策

第15節 津波対策

頁	改正後	改正前
地震 4-80	<p>(略)</p> <p>第1 津波情報の伝達</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報</p> <p>気象庁は、次の種類と基準により大津波警報・津波警報・注意報を 発表します。</p> <p>表 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、<u>津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1 津波情報の伝達</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報</p> <p>気象庁は、次の種類と基準により大津波警報・津波警報・注意報を 発表します。</p> <p>表 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、<u>「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知します。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第5章 復旧・復興

第3節 復興対策の実施

頁	改正後	改正前
地震 5-3	第1～第4（略）	第1～第4（略）
地震 5-7	第5 都市基盤施設等の復興対策 （略）	第5 都市基盤施設等の復興対策 （略）
地震 5-8	<p>1（略）</p> <p>2 応急復旧後の本格復旧・復興 （略）</p> <p>（1）道路・交通基盤 市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。 <u>また、都市計画道路については、被災状況や復旧・復興方針に基づき、必要であれば幅員やルート、線形の変更を含めて再検討します。</u></p> <p>（2）～（5）</p> <p>第6（略）</p>	<p>1（略）</p> <p>2 応急復旧後の本格復旧・復興 （略）</p> <p>（1）道路・交通基盤 市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。 <u>なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更を含めて再検討します。</u></p> <p>（2）～（5）</p> <p>第6（略）</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>第7 生活再建支援 1～2 (略)</p> <p>3 精神的支援 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 女性のための相談窓口の設置 市は、避難所で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員による悩み相談の実施や、必要な支援・助言を行います。また、各種相談窓口の設置情報について周知を図ります。</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第8 (略)</p>	<p>第7 生活再建支援 1～2 (略)</p> <p>3 精神的支援 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 女性のための相談窓口の設置 市は、避難所で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員による悩み相談の実施や<u>被害者の緊急一時保護等</u>、必要な支援・助言を行います。また、各種相談窓口の設置情報について周知を図ります。</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第8 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第6章 東海地震に関する事前対策

第2節 予防対策

頁	改正後	改正前
地震 6-3	第1～第4 (略)	第1～第4 (略)
地震 6-6	第5 警戒宣言発令時の行動指針 (略) (1)～(6) (略)	第5 警戒宣言発令時の行動指針 (略) (1)～(6) (略)
地震 6-7	(7) 非常持出品の準備 <u>最低3日分、推奨1週間分</u> の食料及び飲料水、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等、いつでも持ち出せるように準備します。 (8)～(12) (略) <u>第6 自主防災組織の活動</u> <u>自主防災組織は、警戒宣言発令時、地域の状況を正確に市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施します。</u> <u>活動内容については、「第3章 第16節 第2 3 自主防災組織の役割 (2) 災害時の行動 (地震 3-32) に準じます。</u>	(7) 非常持出品の準備 3日分の食料及び飲料水、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等、いつでも持ち出せるように準備します。 (8)～(12) (略) (新規)

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第6章 東海地震に関する事前対策

第3節 警戒宣言発令時対策

頁	改正後	改正前
地震 6-8	(略)	(略)
地震 6-22	第1～第13 (略) 第14 交通対策 (略) 1 基本方針 ア～イ (略)	第1～第13 (略) 第14 交通対策 (略) 1 基本方針 ア～イ (略)
地震 6-23	ウ 自動車専用道路(一般道路である国道271号の小田原から平塚間を含む。)については、一般車両の強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。 2～3 (略) 第15～21 (略)	ウ <u>緊急交通路に指定する</u> 自動車専用道路(一般道路である国道271号の小田原から平塚間を含む。)については、一般車両の強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。 2～3 (略) 第15～21 (略)

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第2編 風水害対策計画

第2章 災害に強いまちづくり

第2節 治山・造林

頁	改正後	改正前
風水害 2-1	<p>(略)</p> <p>第1 災害に強い森林づくりの推進 (略)</p> <p>1 治山工事の計画的な推進 ア <u>山地災害の危険性の高い保安林指定地から</u>計画的に治山工事を進めます。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1 災害に強い森林づくりの推進 (略)</p> <p>1 治山工事の計画的な推進 ア <u>保安林内の山地災害危険区域について、災害発生の危険性の高いところから</u>計画的に治山工事を進めます。</p> <p>2 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第2章 災害に強いまちづくり

第3節 治水対策

頁	改正後	改正前
風水害 2-2	<p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <u>洪水</u>浸水想定区域における避難の確保</p> <p>1 洪水浸水想定区域における避難の確保 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <u>河川</u>浸水想定区域における避難の確保</p> <p>1 <u>河川</u>浸水想定区域における避難の確保 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
風水害 2-4	<p>7 浸水想定区域内における要配慮者が利用する施設の避難体制の整備</p> <p>(1) 浸水想定区域内における要配慮者利用施設 市は、浸水想定区域内の要配慮者が<u>利用</u>する施設を把握し、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。 また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所在は、印刷物の配布等により市民に周知します。</p>	<p>7 浸水想定区域内における要配慮者が利用する施設の避難体制の整備</p> <p>(1) 浸水想定区域内における要配慮者利用施設 市は、浸水想定区域内の要配慮者が<u>入居</u>する施設を把握し、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。 また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所在は、印刷物の配布等により市民に周知します。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
風水害 2-4	<p>(2) 伝達方法</p> <p>要配慮者利用施設への伝達方法は、以下のとおりとします。</p> <p>本部事務局 → 福祉救援部 → 要配慮者利用施設</p> <p>8 (略)</p>	<p>(2) 伝達方法</p> <p>要配慮者利用施設への伝達方法は、以下のとおりとします。</p> <p>本部事務局 → 福祉救援部 → 要配慮者施設</p> <p>8 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第2章 災害に強いまちづくり

第4節 河川改修

頁	改正後	改正前
風水害 2-6	<p>(略)</p> <p>第1 河川の整備 (略)</p> <p>1 県が実施する河川改修 (1) (略)</p> <p>2 中小河川(森戸川、山王川) 中小河川については、長期的には50年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保することを目標設定しています。 県では、特に過去の大雨で水害が発生した河川や、都市化の進展が著しい河川について重点的に河川の整備を進める都市河川重点整備計画(「<u>新</u>セイフティリバー」、平成22年4月改正)を定めており、市内では森戸川と山王川が治水上特に重要な河川と位置付けられています。当面、おおむね30年間で、おおむね43～65mmの降雨に対応した治水安全度の確保を図ることとしています。</p> <p>表(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1 河川の整備 (略)</p> <p>1 県が実施する河川改修 (1) (略)</p> <p>2 中小河川(森戸川、山王川) 中小河川については、長期的には50年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保することを目標設定しています。 県では、特に過去の大雨で水害が発生した河川や、都市化の進展が著しい河川について重点的に河川の整備を進める都市河川重点整備計画(「<u>かながわ</u>セイフティリバー<u>50</u>」、平成22年4月改正)を定めており、市内では森戸川と山王川が治水上特に重要な河川と位置付けられています。当面、おおむね30年間で、おおむね43～65mmの降雨に対応した治水安全度の確保を図ることとしています。</p> <p>表(略)</p> <p>2 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

頁	改正後	改正前												
風水害 3-3	<p>災害発生のおそれがある場合に避難する市民に対し、また、災害発生後、浸水、火災延焼や家屋倒壊等により避難を余儀なくされた市民に対し、安全に避難できる避難場所等の整備を図ります。</p> <p><u>また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮します。</u></p> <p>第1 避難勧告等の発令基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難情報の種別</p> <p>避難に際しては、要配慮者、特に避難行動に時間を要するため、避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>を位置付けます。</p> <p style="text-align: center;">表 避難情報の種別</p> <table border="1" data-bbox="327 1054 1144 1321"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令時の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・<u>高齢者等避難開始</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が高まった状況。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令時の状況	避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が高まった状況。 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 	<p>災害発生のおそれがある場合に避難する市民に対し、また、災害発生後、浸水、火災延焼や家屋倒壊等により避難を余儀なくされた市民に対し、安全に避難できる避難場所等の整備を図ります。</p> <p>第1 避難勧告等の発令基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難情報の種別</p> <p>避難に際しては、要配慮者、特に避難行動に時間を要するため、避難準備<u>情報</u>を位置付けます。</p> <p style="text-align: center;">表 避難情報の種別</p> <table border="1" data-bbox="1171 1054 1989 1321"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令時の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備<u>情報</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が高まった状況。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令時の状況	避難準備 <u>情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が高まった状況。 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。
種別	発令時の状況													
避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が高まった状況。 													
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 													
種別	発令時の状況													
避難準備 <u>情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が高まった状況。 													
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 													

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
風水害 3-3	避難指示 <u>(緊急)</u>	・前兆現象の発生や地域の特性、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況。	避難指示	・前兆現象の発生や地域の特性、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況。
	第2～第12 (略)		第2～第12 (略)	

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第6節 要配慮者に対する対策

頁	改正後	改正前
風水害 3-6	<p>(略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 外国人対策</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第3章第6節「<u>第3</u> 外国人対策」を準用します。</p>	<p>(略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 外国人対策</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第3章第6節「<u>第4</u> 外国人対策」を準用します。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第4章 災害時の応急活動対策

第3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

頁	改正後	改正前
風水害 4-13	<p>(略)</p> <p>第1 橋りょう被害対策活動</p> <p><u>道路橋りょうが被災し、通行が困難な場合には、応急組立橋を含めた仮橋の活用などにより、早期の啓開をめざします。</u></p> <p>第2～第4</p>	<p>(略)</p> <p>第1 橋りょう被害対策活動</p> <p>被災橋りょうに係る仮橋の早期完成が必要な場合には、応急組立橋の活用により早期架橋を実施します。</p> <p>第2～第4</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第4章 災害時の応急活動対策

第5節 避難対策

頁	改正後	改正前
風水害 4-14	<p>(略)</p> <p>第1 避難勧告・指示等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、避難の勧告及び指示の発令基準 市長は、市内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し避難のための立ち退きの指示又は勧告を行います。</p> <p>なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>を発令します。</p> <p>また、避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、避難勧告及び指示の発令は、次の基準を参考に、気象庁が発表する今後の気象予報や危険箇所の巡視等からの報告、さらに想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断して実施します。</p> <p>表 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1 避難勧告・指示等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難準備<u>情報</u>、避難の勧告及び指示の発令基準 市長は、市内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し避難のための立ち退きの指示又は勧告を行います。</p> <p>なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備<u>情報</u>を発令します。</p> <p>また、避難準備<u>情報</u>、避難勧告及び指示の発令は、次の基準を参考に、気象庁が発表する今後の気象予報や危険箇所の巡視等からの報告、さらに想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断して実施します。</p> <p>表 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																																																
風水害 4-15	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="324 311 405 359">危険度 レベル</th> <th data-bbox="405 311 584 359">水 位</th> <th data-bbox="584 311 786 359">洪水予報指定河川 水位周知河川</th> <th data-bbox="786 311 1151 359">市・住民の行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="324 359 405 518">5</td> <td data-bbox="405 359 584 518">氾濫の発生</td> <td data-bbox="584 359 786 518">氾濫発生情報</td> <td data-bbox="786 359 1151 518"> <ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 住民の避難完了 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="324 518 405 694">4 (危険)</td> <td data-bbox="405 518 584 694">氾濫危険水位 (特別警戒水位)</td> <td data-bbox="584 518 786 694">氾濫危険情報</td> <td data-bbox="786 518 1151 694"> <ul style="list-style-type: none"> 【氾濫危険水位】 (特別警戒水位) 市長の避難勧告等の発令判断の目安 住民の避難判断の参考になる水位 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="324 694 405 869">3 (警戒)</td> <td data-bbox="405 694 584 869">避難判断水位</td> <td data-bbox="584 694 786 869">氾濫警戒情報</td> <td data-bbox="786 694 1151 869"> <ul style="list-style-type: none"> 【避難判断水位】 市長の避難準備・高齢者等避難開始等発令判断の目安 住民の氾濫に関する情報への注意喚起 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="324 869 405 1045">2 (注意)</td> <td data-bbox="405 869 584 1045">氾濫注意水位 (警戒水位)</td> <td data-bbox="584 869 786 1045">氾濫注意情報</td> <td data-bbox="786 869 1151 1045"> <ul style="list-style-type: none"> 【氾濫注意水位】 水防団の出動の目安 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="324 1045 405 1173">1</td> <td data-bbox="405 1045 584 1173">水防団待機水位</td> <td data-bbox="584 1045 786 1173">水防警報</td> <td data-bbox="786 1045 1151 1173"> <ul style="list-style-type: none"> 【水防団待機水位】 水防団が出動するために待機する水位 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="562 1189 896 1212">図 水位情報と避難行動等との関連</p>	危険度 レベル	水 位	洪水予報指定河川 水位周知河川	市・住民の行動	5	氾濫の発生	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 住民の避難完了 	4 (危険)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 【氾濫危険水位】 (特別警戒水位) 市長の避難勧告等の発令判断の目安 住民の避難判断の参考になる水位 	3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 【避難判断水位】 市長の避難準備・高齢者等避難開始等発令判断の目安 住民の氾濫に関する情報への注意喚起 	2 (注意)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 【氾濫注意水位】 水防団の出動の目安 	1	水防団待機水位	水防警報	<ul style="list-style-type: none"> 【水防団待機水位】 水防団が出動するために待機する水位 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 295 1249 343">危険度 レベル</th> <th data-bbox="1249 295 1429 343">水 位</th> <th data-bbox="1429 295 1630 343">洪水予報指定河川 水位周知河川</th> <th data-bbox="1630 295 1991 343">市・住民の行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 343 1249 486">5</td> <td data-bbox="1249 343 1429 486">氾濫の発生</td> <td data-bbox="1429 343 1630 486">氾濫発生情報</td> <td data-bbox="1630 343 1991 486"> <ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 住民の避難完了 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 486 1249 646">4 (危険)</td> <td data-bbox="1249 486 1429 646">氾濫危険水位 (特別警戒水位)</td> <td data-bbox="1429 486 1630 646">氾濫危険情報</td> <td data-bbox="1630 486 1991 646"> <ul style="list-style-type: none"> 【氾濫危険水位】 (特別警戒水位) 市長の避難勧告等の発令判断の目安 住民の避難判断の参考になる水位 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 646 1249 805">3 (警戒)</td> <td data-bbox="1249 646 1429 805">避難判断水位</td> <td data-bbox="1429 646 1630 805">氾濫警戒情報</td> <td data-bbox="1630 646 1991 805"> <ul style="list-style-type: none"> 【避難判断水位】 市長の避難準備情報等発令判断の目安 住民の氾濫に関する情報への注意喚起 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 805 1249 965">2 (注意)</td> <td data-bbox="1249 805 1429 965">氾濫注意水位 (警戒水位)</td> <td data-bbox="1429 805 1630 965">氾濫注意情報</td> <td data-bbox="1630 805 1991 965"> <ul style="list-style-type: none"> 【氾濫注意水位】 水防団の出動の目安 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 965 1249 1109">1</td> <td data-bbox="1249 965 1429 1109">水防団待機水位</td> <td data-bbox="1429 965 1630 1109">水防警報</td> <td data-bbox="1630 965 1991 1109"> <ul style="list-style-type: none"> 【水防団待機水位】 水防団が出動するために待機する水位 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1406 1125 1724 1149">図 水位情報と避難行動等との関連</p>	危険度 レベル	水 位	洪水予報指定河川 水位周知河川	市・住民の行動	5	氾濫の発生	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 住民の避難完了 	4 (危険)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 【氾濫危険水位】 (特別警戒水位) 市長の避難勧告等の発令判断の目安 住民の避難判断の参考になる水位 	3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 【避難判断水位】 市長の避難準備情報等発令判断の目安 住民の氾濫に関する情報への注意喚起 	2 (注意)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 【氾濫注意水位】 水防団の出動の目安 	1	水防団待機水位	水防警報	<ul style="list-style-type: none"> 【水防団待機水位】 水防団が出動するために待機する水位
危険度 レベル	水 位	洪水予報指定河川 水位周知河川	市・住民の行動																																															
5	氾濫の発生	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 住民の避難完了 																																															
4 (危険)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 【氾濫危険水位】 (特別警戒水位) 市長の避難勧告等の発令判断の目安 住民の避難判断の参考になる水位 																																															
3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 【避難判断水位】 市長の避難準備・高齢者等避難開始等発令判断の目安 住民の氾濫に関する情報への注意喚起 																																															
2 (注意)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 【氾濫注意水位】 水防団の出動の目安 																																															
1	水防団待機水位	水防警報	<ul style="list-style-type: none"> 【水防団待機水位】 水防団が出動するために待機する水位 																																															
危険度 レベル	水 位	洪水予報指定河川 水位周知河川	市・住民の行動																																															
5	氾濫の発生	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 住民の避難完了 																																															
4 (危険)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 【氾濫危険水位】 (特別警戒水位) 市長の避難勧告等の発令判断の目安 住民の避難判断の参考になる水位 																																															
3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 【避難判断水位】 市長の避難準備情報等発令判断の目安 住民の氾濫に関する情報への注意喚起 																																															
2 (注意)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 【氾濫注意水位】 水防団の出動の目安 																																															
1	水防団待機水位	水防警報	<ul style="list-style-type: none"> 【水防団待機水位】 水防団が出動するために待機する水位 																																															

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第3編 特殊災害対策計画

第1章 火山災害対策

頁	改正後	改正前
特殊 1-1	<p>市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。富士山が<u>1707年に発生した宝永噴火のような大規模な噴火が発生した場合</u>、50cm以上降灰の堆積が想定される範囲に市の一部が入っています。</p> <p>火山灰は、厚さ<u>1～2mm</u>であっても車の走行時に灰を巻き上げて視界が悪くなり、また、スリップしやすくなります。さらに、木造家屋では屋根に30cm以上火山灰が積もると、屋根が抜けたり建物が壊れたりするおそれがあります。</p> <p>火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であることから、本章では、被害を軽減するために、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項について定めます。</p> <p>1～2（略）</p>	<p>市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。富士山が<u>噴火した場合</u>、50cm以上降灰の堆積が想定される範囲に市の一部が入っています。</p> <p>火山灰は、厚さ<u>50cm</u>でも車の走行時に灰を巻き上げて視界が悪くなり、また、スリップしやすくなります。さらに、木造家屋では屋根に30cm以上火山灰が積もると、屋根が抜けたり建物が壊れたりするおそれがあります。</p> <p>火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であることから、本章では、被害を軽減するために、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項について定めます。</p> <p>1～2（略）</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1章 火山災害対策

第1節 災害予防

頁	改正後	改正前
特殊1-3	<p>第1 火山情報の伝達体制等</p> <p>1 噴火警報等の発表 (略)</p> <p>(1) 噴火警報 居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。 名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」となります。 「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられています。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 噴火レベル (略)</p> <p>表 (略)</p>	<p>第1 火山情報の伝達体制等</p> <p>1 噴火警報等の発表 (略)</p> <p>(1) 噴火警報 居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。 名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」となります。 「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられています。 <u>なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱います。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 噴火レベル (略)</p> <p>表 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
特殊 1-4	<p>ア 富士山の噴火警戒レベル</p> <p>表 (略)</p> <p>※ 周辺市町村 静岡県 (富士市、御殿場市、裾野市、富士宮市、御山町)</p> <p>山梨県 (富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、山中湖村、忍野村、鳴沢村、<u>身延町</u>)</p>	<p>ア 富士山の噴火警戒レベル</p> <p>表 (略)</p> <p>※ 周辺市町村 静岡県 (富士市、御殿場市、裾野市、富士宮市、御山町)</p> <p>山梨県 (富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、山中湖村、忍野村、鳴沢村)</p>
特殊 1-5	イ (略)	イ (略)
特殊 1-6	<p>(4) 降灰予報</p> <p><u>ア 降灰予報 (定期)</u></p> <p><u>噴火のおそれがある火山に対して、噴火発生の有無にかかわらず定期的 (3 時間ごと) に発表し、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を、3 時間ごと 1 8 時間先までお知らせする。</u></p> <p><u>イ 降灰予報 (速報)</u></p> <p><u>降灰が予報された場合に、噴火発生後、速やかに (5 ~ 1 0 分程度) で発表し、噴火発生から 1 時間以内の降灰量や小さな噴石の落下範囲をお知らせする。</u></p> <p><u>ウ 降灰予報 (詳細)</u></p> <p><u>降灰が予測された場合に、噴火後 2 0 分 ~ 3 0 分程度で発表</u></p>	<p>(4) 降灰予報</p> <p><u>ア 発表基準：噴煙の高さがおおむね火口上 3, 000m 以上、あるいは噴火警戒レベル 3 相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合</u></p> <p><u>イ 内容：噴火発生からおおむね 6 時間後までに火山灰が降ると予想される地域</u></p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
特殊 1-6	<p><u>し、噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時間をお知らせする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p>

第2章 雪害対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前
特殊 2-2	第1～第5 (略)	第1～第5 (略)
特殊 2-3	<p>第6 避難活動</p> <p>1 避難誘導の実施</p> <p>市長は、雪害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難勧告等を行うとともに、市は、避難誘導にあたって、避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。</p> <p>第7～第8 (略)</p>	<p>第6 避難活動</p> <p>1 避難誘導の実施</p> <p>市長は、雪害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて<u>避難準備情報の発令又は避難の勧告、指示</u>を行うとともに、市は、避難誘導にあたって、避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。</p> <p>第7～第8 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第4章 油流出等海上災害対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前
特殊 4-3	第1～第3 (略)	第1～第3 (略)
特殊 4-5	<p>第4 避難活動等</p> <p>油流出等海上災害の発生時には、市長は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難勧告等を行います。</p> <p>第5～第6 (略)</p>	<p>第4 避難活動等</p> <p>油流出等海上災害の発生時には、市長は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備情報の発令、避難勧告又は指示を行います。</p> <p>第5～第6 (略)</p>

第8章 放射性物質災害対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前
特殊 8-5	第1～第3 (略)	第1～第3 (略)
特殊 8-7	<p>第4 避難活動等</p> <p>市長は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難勧告等を行います。</p> <p>第5～第6 (略)</p>	<p>第4 避難活動等</p> <p>市長は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備情報の発令、避難勧告又は指示を行います。</p> <p>第5～第6 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第9章 危険物等災害対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前
特殊 9-4	第1～第3 (略)	第1～第3 (略)
特殊 9-5	第4 避難活動等 市長は、危険物等災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難勧告等を行います。	第4 避難活動等 市長は、危険物等災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて <u>避難準備情報の発令、避難勧告又は指示</u> を行います。
特殊 9-6	第5～第7 (略)	第5～第7 (略)

第10章 大規模火災対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前
特殊 10-4	第1～第3 (略)	第1～第3 (略)
特殊 10-5	第4 避難活動等 市長は、大規模火災発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難勧告等を行います。	第4 避難活動等 市長は、大規模火災発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて <u>避難準備情報の発令、避難勧告又は指示</u> を行います。
	第5～第6 (略)	第5～第6 (略)

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第11章 林野火災対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前
特殊 11-3	第1～第3（略）	第1～第3（略）
特殊 11-4	第4 避難活動等 市長は、林野火災発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難勧告等を行います。 第5～第7（略）	第4 避難活動等 市長は、林野火災発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて <u>避難準備情報の発令、避難勧告又は指示</u> を行います。 第5～第7（略）

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

用語集

頁	改正後	改正前								
用語 1	か行	か行								
用語 2	<table border="1"> <tr> <td>緊急輸送道路（県指定）</td> <td>災害応急対策の実施のため、必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために、県が事前に指定した道路をいいます。</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路補完道路（市指定）</td> <td>緊急輸送道路を補完するために、市が事前に指定した道路をいいます。</td> </tr> </table>	緊急輸送道路（県指定）	災害応急対策の実施のため、必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために、県が事前に指定した道路をいいます。	緊急輸送道路補完道路（市指定）	緊急輸送道路を補完するために、市が事前に指定した道路をいいます。	<table border="1"> <tr> <td>緊急輸送道路（県指定）</td> <td>災害応急対策の実施のため、必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために、<u>県や市</u>が事前に指定した道路（<u>路線</u>）をい</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路補完道路（市指定）</td> <td><u>い、緊急輸送道路補完道路は、その道路を補完するために市が事前に指定した道路（<u>路線</u>）。</u></td> </tr> </table>	緊急輸送道路（県指定）	災害応急対策の実施のため、必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために、 <u>県や市</u> が事前に指定した道路（ <u>路線</u> ）をい	緊急輸送道路補完道路（市指定）	<u>い、緊急輸送道路補完道路は、その道路を補完するために市が事前に指定した道路（<u>路線</u>）。</u>
緊急輸送道路（県指定）	災害応急対策の実施のため、必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために、県が事前に指定した道路をいいます。									
緊急輸送道路補完道路（市指定）	緊急輸送道路を補完するために、市が事前に指定した道路をいいます。									
緊急輸送道路（県指定）	災害応急対策の実施のため、必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために、 <u>県や市</u> が事前に指定した道路（ <u>路線</u> ）をい									
緊急輸送道路補完道路（市指定）	<u>い、緊急輸送道路補完道路は、その道路を補完するために市が事前に指定した道路（<u>路線</u>）。</u>									
用語 6	は行	は行								
用語 7	<table border="1"> <tr> <td>避難指示（<u>緊急</u>）</td> <td>被害の状況が「避難勧告」の通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「<u>避難指示（緊急）</u>」に切り替えて通知する情報のことをいいます。</td> </tr> <tr> <td>避難準備・<u>高齢者等避難開始</u></td> <td>「避難勧告」又は「<u>避難指示（緊急）</u>」の決定・通知に先立ち、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始する情報のことをいいます。</td> </tr> </table>	避難指示（ <u>緊急</u> ）	被害の状況が「避難勧告」の通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「 <u>避難指示（緊急）</u> 」に切り替えて通知する情報のことをいいます。	避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u>	「避難勧告」又は「 <u>避難指示（緊急）</u> 」の決定・通知に先立ち、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始する情報のことをいいます。	<table border="1"> <tr> <td>避難指示</td> <td>被害の状況が「避難勧告」の通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「<u>避難指示</u>」に切り替えて通知する情報のことをいいます。</td> </tr> <tr> <td><u>避難準備情報</u></td> <td>「避難勧告」又は「<u>避難指示</u>」の決定・通知に先立ち、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報のことをいいます。<u>「要配慮者避難情報」ともいいます。</u></td> </tr> </table>	避難指示	被害の状況が「避難勧告」の通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「 <u>避難指示</u> 」に切り替えて通知する情報のことをいいます。	<u>避難準備情報</u>	「避難勧告」又は「 <u>避難指示</u> 」の決定・通知に先立ち、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報のことをいいます。 <u>「要配慮者避難情報」ともいいます。</u>
避難指示（ <u>緊急</u> ）	被害の状況が「避難勧告」の通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「 <u>避難指示（緊急）</u> 」に切り替えて通知する情報のことをいいます。									
避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u>	「避難勧告」又は「 <u>避難指示（緊急）</u> 」の決定・通知に先立ち、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始する情報のことをいいます。									
避難指示	被害の状況が「避難勧告」の通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「 <u>避難指示</u> 」に切り替えて通知する情報のことをいいます。									
<u>避難準備情報</u>	「避難勧告」又は「 <u>避難指示</u> 」の決定・通知に先立ち、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報のことをいいます。 <u>「要配慮者避難情報」ともいいます。</u>									